平成２４年（フ）第２７号
埼玉県熊谷市筑波２丁目90番地　熊谷駅前ビル４Ｆ
債務者　染谷　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５５１号
静岡県伊豆市八木沢705番地の１　ミキハイツ101号、住民票上の住所東京都神津島村261番地
債務者　繁松　トシ
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
静岡県伊東市岡1279番地の56　Ｇ＆Ｔ３号館301号
債務者　廣田　育子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
静岡県熱海市桜町13番13号
債務者　石下　　宏
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１７３号
名古屋市緑区緑花台313番地　グリーンハイツ南ヶ丘102号、住民票上の住所名古屋市緑区緑花台1901番地
債務者　小林　伸二
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０号
愛知県岡崎市竜美中２丁目３番地１　県営竜美ヶ丘２―103
債務者　前中　正晴
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
北海道伊達市末永町92番地２　末永改良住宅４―216号
債務者　中川　雅己
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
北海道苫小牧市柏木町６丁目20番15号
債務者　吉迫　昌宏
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第６０４号
埼玉県入間市大字寺竹748番地４　カーサ・ティエーラ202
債務者　大和田祐樹
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６４６号
茨城県那珂市菅谷4512番地１
債務者　瀬谷　力男
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６６６号
茨城県ひたちなか市大字津田2385番地３、旧住所茨城県東茨城郡茨城町大字大戸3333番地231
債務者　羽鳥　榮一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町1905番地
債務者　大和田じゅん
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８１１号
神奈川県厚木市下荻野1147番地１　ＤＵＰＬＥＸ相模105
債務者　藤本　有記（旧姓大頭）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８８５号
神奈川県厚木市棚沢172―１―103
債務者　佐々木達也
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８４号
東京都板橋区高島平２丁目29―２―1307
債務者　日比野文智
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９２号
東京都葛飾区東新小岩２丁目20―１―204
債務者　天沼　　亮
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９３号
千葉県君津市山滝野1122―５
債務者　岡野　恵介
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部